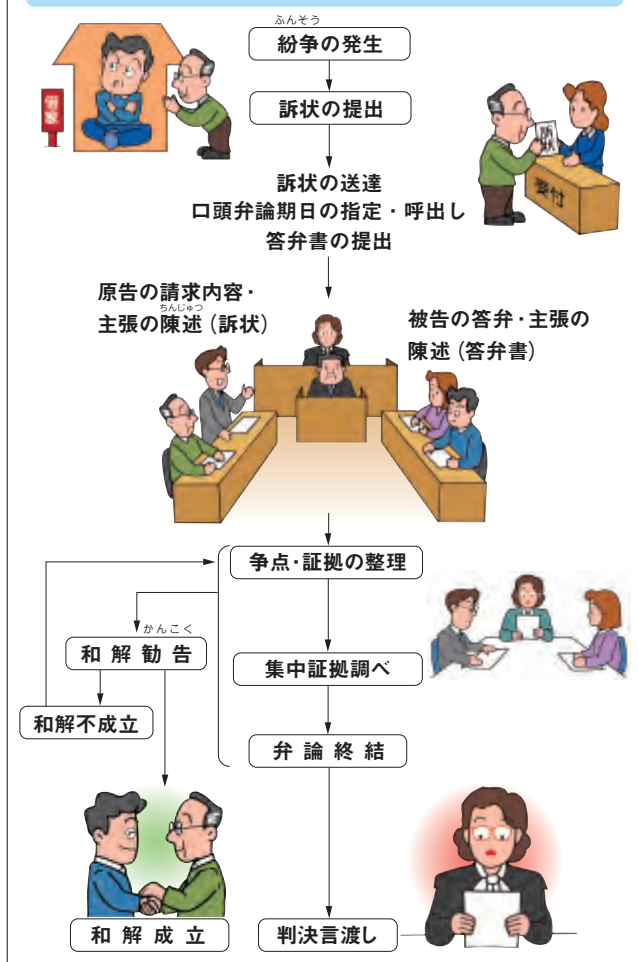


また、簡易裁判所では、60万円以下のお金の支払を求める少額訴訟という手続があります。これは、当事者にとってなるべく少ない負担で早く簡易にトラブルを解決することを目的とした手続で、原則として、1回の期日で審理を終え、すぐに判決を言い渡すこととされています。この手続では、よくラウンドテーブル法廷が使用されています。

行政訴訟

民事裁判の一種に、行政訴訟があります。行政訴訟は、国や地方公共団体などの行政機関が法律に違反することをして、国民の権利を損なった場合などに、その誤りを正すための裁判手続です。

民事裁判の手続の流れ



■刑事裁判

例えば、どこかの家に泥棒^{どろぼう}が入り、お金や物を盗^{ぬす}んで家の人にけがをさせたとしましょう。警察官は、こうした犯罪^{そうき}を捜査し、ある人を犯人だと判断すると、検察官に報告します。検察官は、さらに捜査し、処罰^{しよばつ}を求める必要があるということになれば、その人を裁判所に起訴^{きそ}します（公訴の提起）。

裁判所では、検察官と起訴された人（被告人^{ひこくにん}）やこれを弁護する弁護人の言い分をよく確かめ、それぞれの側から出された証拠^{しやうこ}を調べ、被告人が本当に犯人であるかどうかを判断します。犯人ではないと判断した場合、あるいは、犯人であるとの確信を持てない場合、被告人に無罪の判決を言い渡しますが、犯人に間違いないということになれば、被告人に有罪の判決をし、刑を言い渡します。

なお、平成20年12月1日から被害者参加制度が始まりました。

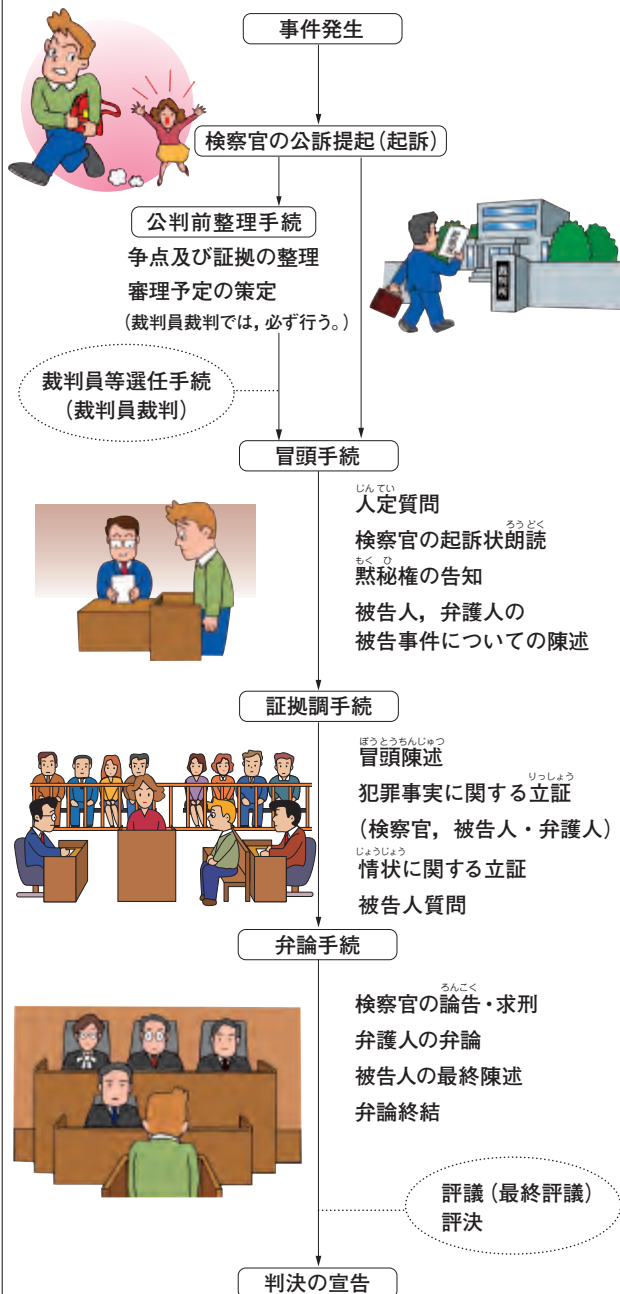
被害者参加制度とは、殺人^{さつじん}や性犯罪などの被害者やその遺族等が、裁判所の許可を得て、公判期日に出席したり、自ら被告人に質問したりして刑事裁判に参加する制度です。



刑事合議法廷

- 1 裁判官 2 裁判所書記官 3 裁判所速記官 4 裁判所事務官
5 検察官 6 弁護人 7 被告人

刑事裁判の手続の流れ



■裁判員制度

平成21年5月21日に裁判員制度がスタートしました。裁判員制度は、国民のみなさんに地方裁判所の刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判員の選ばれ方

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、地方裁判所ごとに裁判員候補者名簿めいぼを作ります。この名簿に載った方には、名簿記載通知とともに、1年を通じて裁判員になれない事情などを尋ねるための調査票が送られます。



事件ごとに、名簿の中からさらにくじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた方には、選任手続期日のお知らせ（呼出状）とともに、辞退希望等の有無などを確認するための質問票が送られます。



裁判長から、被告人や被害者ひがいしゃと関係がないかどうか、不公平な裁判をするおそれがないかどうか、辞退希望の理由などについて質問されます。



辞退などが認められなかった方の中から最終的にくじにより裁判員が選ばれます。



裁判員裁判の様子

裁判員がすること

公判に立ち会う

法^{ほう}廷^{てい}で証^{しょう}人^ごの話^わを聞^きいたり、証^{しょう}拠^こを調^{てい}べたりします。

評^{ひょう}議^ぎ・評^{ひょう}決^{けつ}

裁判員と裁判官が一緒に話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

判決宣告に立ち会う

裁判長が判決を言い渡す際に立ち会います。



多数決の様子（広報用映画「裁判員」より）

裁判員裁判の対象となる事件

代表的なものをあげると、次のようなものがあります。

- ・人を殺した場合（殺人^{さつじん}）
- ・強盗^{ごうとう}が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させてしまった場合（強盗致死傷^{ごうとうちしししょう}）
- ・人にけがをさせ、その結果死亡させてしまった場合（傷害致死^{しょうがいちし}）
- ・ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させてしまった場合（危険運転致死^{きけんうんてんちし}）
- ・人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火^{げんじゅうけんぞうぶつとうほうか}）
- ・身の代金^{みしろきん}を取る目的で、人を誘拐^{ゆうかい}した場合（身の代金目的誘拐^{みしろきんもくてきゆうかい}）
- ・親が子供に食事を与えず、放置^{ほうち}したため死亡してしまった場合（保護責任者遺棄致死^{ほごせきにんしゃいきちし}）

■家事審判・家事調停・人事訴訟

家事審判・家事調停は、夫婦や親子関係などの争いを解決する手続です。このような争いの解決には、特に打ち解けた雰囲気の中で、できる限り他人には知られないように手続が進められることが大切ですから、家庭裁判所において、非公開の手続で和やかに行われます。

審判では、未成年者の養子縁組の許可や後見人の選任というような事件について、裁判官が事情を調べて適切な判断を下します。離婚、扶養、遺産分割のような夫婦や親族間の問題は、主として調停が行われ、裁判官（又は調停官）や調停委員が当事者や関係者の言い分をよく聴き、事情を調べた上、納得のいく、公平で妥当な解決ができるようあっせんします。

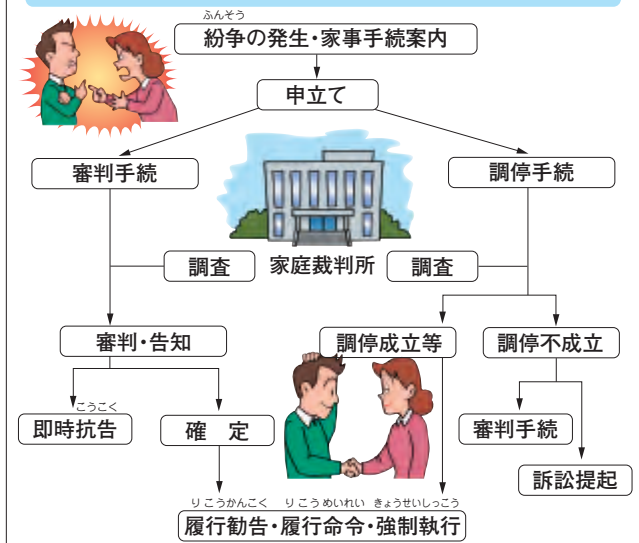


家事調停

- 1 裁判官（又は調停官） 2 調停委員
3 家庭裁判所調査官
4 裁判所書記官 5 当事者

調停で解決できなかった場合、扶養や遺産分割などについては審判手続に移り、離婚などについては人事訴訟を起こすことになります。人事訴訟は、民事裁判の一種ですが、家庭裁判所が取り扱い、参与員や家庭裁判所調

家事事件の手続の流れ



法官がかかわることもあります（人事訴訟の手続の流れは、6頁の「民事裁判の手続の流れ」を参照）。

■少年審判

家庭裁判所では、非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判をします。調査や審判は、保護者にも出席を求めて、非公開の手続で、和やかな中にも、非行について反省を促すよう相応の厳しさのある雰囲気のもとに行われます。そこでは、その少年が本当に過ちを犯したかどうかということだけではなく、どうしてそのような過ちを犯したかという事情もよく調べた上で、再び過ちを犯すことがないよう、本人にとって最も適した措置が決められます。

なお、平成20年12月15日から、一定の重大事件の被害

者やその遺族の方が、裁判所の許可により、少年審判を傍聴できる制度が始まりました。



少年審判

- 1 裁判官 2 裁判所書記官 3 家庭裁判所調査官
4 裁判所事務官 5 少年 6 保護者 7 付添人

